

公立大学法人奈良県立大学職員懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第45条第2項の規定、公立大学法人奈良県立大学無期労働契約による職員就業規則（以下「無期職員就業規則」という。）第31条第2項の規定、公立大学法人奈良県立大学有期労働契約による職員就業規則（以下「有期職員就業規則」という。）第28条第2項の規定、公立大学法人奈良県立大学再雇用職員就業規則（以下「再雇用就業規則」）第38条第2項の規定、公立大学法人奈良県立大学特任教員及び特任事務職員就業規則（以下「特任就業規則」）第31条第2項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒処分の量定)

第2条 懲戒処分の量定の決定にあたっては、次に掲げる事項を総合的に考慮して判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 日頃の勤務態度や非違行為後の対応

(理事長への報告)

第3条 職員を管理又は監督する地位にある職員は、職員について職員就業規則第44条、無期職員就業規則第30条、有期職員就業規則第27条、再雇用職員就業規則第37条、特任就業規則第30条に規定する懲戒事由（以下「懲戒事由」という。）に該当するおそれのある事案が発生した場合には、速やかに副理事長に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた副理事長は、速やかに、当該報告の内容を理事長に報告しなければならない。

(審査委員会)

第4条 理事長は、懲戒事由に該当するおそれのある事案について、懲戒処分の検討が必要であると認めるときは、当該職員の懲戒処分に関する事項を審査するため、諮問機関として、職員懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の構成)

第5条 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副理事長をもってあてる。
- 3 委員は、常務理事、副学長、地域創造学部長、学生部長及び学術情報部長をもってあてる。ただし、附属高等学校職員にかかる場合は、常務理事、副学長、附属高等学校長をもってあてる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第6条 審査委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調査)

第7条 審査委員会は、懲戒処分の検討のため、関係者に対し、必要な調査を行うことができる。

(弁明の機会)

第8条 審査委員会は、当該職員に対し、懲戒処分について弁明の機会を付与するものとする。

(理事会への答申)

第9条 審査委員会は、懲戒処分の種類及び程度等、審査の結果について、理事長に答申しなければならない。

(懲戒処分の決定)

第10条 理事長は、審査委員会からの答申に基づき、理事会の議決を経て、懲戒処分の種類及び程度等を決定するものとする。

(懲戒処分書等の交付)

第11条 懲戒処分は、当該職員に懲戒処分書及び処分理由書を交付して行わなければならない。

- 2 理事長は、前項に規定する書面を当該職員に手交しなければならない。ただし、手交することが難しいときは、配達証明郵便等により送達するものとする。

(損害賠償等との関係)

第12条 故意または重大な過失によって法人に損害を与えた場合の損害賠償または不当利得の返還は、懲戒処分によって免除されるものではない。

(処分決定までの措置)

第13条 理事長は、懲戒処分等の決定に至るまでの間、当該職員が出勤することが適当でないと認める場合は、当該職員を自宅に待機させることができる。

(懲戒処分の公表)

第14条 懲戒処分を行った場合は、業務の透明性を確保するとともに、職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資するため、当該事案および懲戒処分の概要等を公表するものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。